

改定版

北九州市安全・安心条例

第2次行動計画

(アクションプラン)

(令和2年度～令和6年度)

令和3年4月

北九州市

目 次

第1章 計画の策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画とSDGsとの関係

第2章 これまでの取組と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 1 これまでの主な取組(平成27年度～令和元年度)
- 2 これまでの目標達成状況
- 3 課題

第3章 計画の目標及び方向性・・・・・・・・・・・・ 14

- 1 目指す姿
- 2 具体的な目標
- 3 施策の方向性
- 4 計画の体系図

第4章 計画の主な事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

- (1)安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

- (1)地域における安全・安心に関する活動の推進(ソフト面)
- (2)安全・安心に配慮した環境の整備(ハード面)

方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

- (1)青少年等の非行等からの立ち直り支援
- (2)安全・安心に関する相談及び支援体制

方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信

- (1)安全・安心に関する情報の提供
- (2)安全・安心なまち北九州市の情報発信

特に配慮すべき対象への主な安全対策

- (1)子どもの安全対策
- (2)女性の安全対策
- (3)高齢者の安全対策
- (4)障害者の安全対策

補足

- 1 性暴力を根絶するための取組の推進
- 2 犯罪をした者の立ち直り支援

第5章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

- 1 推進体制
- 2 効果検証

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

- 1 北九州市安全・安心条例(条文)
- 2 北九州市安全・安心推進会議委員名簿
- 3 用語解説

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

〔安全・安心行政の歩み〕

本市では、平成26(2014)年7月に、安全・安心を実感することができるまちを実現し、安全・安心なまちづくりを次の世代に継承することを目的とした「北九州市安全・安心条例」を制定し、安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための行動計画を策定することとしました。その後、平成27(2015)年8月に、「北九州市安全・安心条例行動計画(以下「第1次行動計画」という。)」として、具体的な3つの目標や4つの方向性に基づく施策等を定め、「日本トップクラスの安全なまち」「誰もが安心を実感できるまち」を目指した取組を推進しています。

その結果、令和元(2019)年には、本市の刑法犯認知件数が、平成14(2002)年のピーク時に比べ、約85%の減少(6,127件)となりました。また、防犯パトロール活動への参加者は、3万9千人を超え、目標の2万人を大きく上回るなど、一定の成果を上げることができました。

一方、体感治安においては、「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合が増加していますが、目標の90%には達していません。また、市民意識調査における市政要望においては、「防犯、暴力追放運動の推進」が、前年度の5位から9位へと順位が下がりましたが、依然として上位10位以内で推移しており、安全・安心に対する市民意識が高いことがうかがわれます。

〔新たな行動計画の策定〕

本市の刑法犯認知件数は、減少していますが、自転車盗や万引きに代表される窃盗犯は、高止まりで推移しており、その対策が急務となっています。また、全国の検挙者に占める再犯者の割合は、平成30(2018)年に48.8%となっており、安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止への取組も必要不可欠となっています。

そこで、この計画では、これまでの施策のほか、「自転車盗・万引き行為防止対策の推進」「性暴力を根絶するための取組の推進」「犯罪をした者の立ち直り支援」の3つの施策を新たに加えます。

引き続き、市並びに市民、地域団体、事業者及び学校の設置者(以下「市民等」という。)が「安全・安心なまちづくり」を共に考え、一体となって総合的・継続的に取組を進めていくことで、「安全・安心なまち北九州」を実現してまいります。

また、この計画の推進を通して「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に貢献します。

2 計画の位置づけ

この計画は、北九州市安全・安心条例第25条の規定により市が定める「安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための行動計画」として策定します。

また、本計画を再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条に定める地方再犯防止推進計画として位置づけるものです。

3 計画期間

計画期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

ただし、この計画は、アクションプランとして、事業の進捗状況及び効果を検証した上で、毎年度事業の見直しを行うものとします。

4 計画とSDGsとの関係

■SDGs(持続可能な開発目標)とは

- ◎ 2015年9月の国連のサミットで、すべての加盟国が採択した世界の開発目標です。
- ◎ 発展途上国のみならず、先進国も取り組むこととしています。
- ◎ 2030年までの目標であり、17のゴール、169のターゲットに取り組んでいきます。
- ◎ 日本全体で取り組む達成すべき課題とその目標であり、北九州市も自治体として、市民や企業、団体などと連携し、SDGsの達成に向けて取り組んでいきます。

■計画とSDGsのゴールとの関係

この計画では、北九州市安全・安心条例の基本理念に基づく4つの方向性の施策を通して、SDGsのゴール達成に向けた取組を推進します。

方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進						
						
方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築						
						
方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実						
						
						
方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信						
						

第2章 これまでの取組と課題

1 これまでの主な取組（平成27年度～令和元年度）

第1次行動計画は、3つの具体的な目標を掲げ、北九州市安全・安心条例の基本理念に掲げる4つの方向性に沿って、施策を推進してきました。

■目指す姿「日本トップクラスの安全なまち」及び「誰もが安心を実感できるまち」

	＜計画策定時＞	＜目標＞
目標① 刑法犯認知件数	11,000件 政令市12位	⇒ 8,000件以下 ⇒ ベスト3
目標② 防犯パトロール活動への参加者数	10,000人	⇒ 20,000人以上
目標③ 「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合	76%	⇒ 90%以上

■方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

（1）安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等【35事業】

【主な施策】

- ・安全・安心に関する意識の高揚
- ・安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成
- ・交通安全の推進
- ・暴力団の排除の推進
- ・迷惑行為の防止の推進
- ・消費生活等に関する安全・安心の推進

・  …重点的に取り組んだ施策

【安全・安心に関する意識の高揚】

■子どもや女性の犯罪被害防止対策

NPO 法人日本ガーディアン・エンジェルスとの協働で、子どもや女性の犯罪被害を防止するため、子どもや女性を対象とした防犯セミナーに加え、平成30(2018)年度から子どもを見守る保護者や教員等を対象とした見守りセミナーを開催し、防犯意識や知識の向上を図っています。



【防犯教室参加実績】

平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度(※2)	
実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
30回	7,144人	26回	3,504人	26回	6,625人	36回	8,276人	20回	6,341人

※1 実施回数及び受講者数は、子ども防犯セミナー・女性防犯セミナー・子ども見守りセミナーの合算

※2 令和元年度は12月末現在

（地域安全マップづくり）

学生ボランティアの指導のもと、小学生が実際に街を歩いて地図を作成し、「どういった場所が危ないか」を学ぶことで、危機回避能力の向上を図りました。また、マップづくりで発見した「危険箇所」（公園）の清掃や、倉庫塗装などを、マップづくりに参加した小学生や地域住民、市内大学生らが協力して行う「環境改善」も行いました。



【実績】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校7校	小学校8校	小学校7校
469人	385人	336人
平成30年度	令和元年度	
小学校7校	小学校7校	
384人	281人	



【安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成】

■事業者の新たな防犯活動の推進

市内企業への安全・安心推進員（県警OB）による訪問等を通じて、自主防犯パトロール活動への参加を促し、事業者による新たな防犯活動を推進しています。

【安全・安心推進員による企業訪問実績】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（※1）
388社	676社	650社	634社	292社

※1 令和元年度は12月末現在

【暴力団の排除の推進】

■暴力追放の推進

市の事業からの暴力団排除をはじめ、暴力追放大会の実施や市民等への支援等を行うとともに、警察等関係機関・団体との連携を深め、官民一体となって「暴力追放」に向けた取組を強化しています。



■方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

(1) 地域における安全・安心に関する活動の促進（ソフト面）【19事業】

【主な施策】

- ・地域活動の推進
- ・地域の防災力の強化
- ・子どもの見守り活動の推進
- ・青少年の非行等を生まない環境の構築

・ …重点的に取り組んだ施策

【地域活動の推進】

■1万人の防犯パトロール大作戦

日頃から地域で行われているパトロール活動を、より多くの市民等に知ってもらい、活動に参加いただくきっかけにするとともに、安全・安心な都市イメージを内外に発信するため、市内全域で同日・同時時間帯に一斉パトロールを実施しました。



【1万人の防犯パトロール大作戦参加者数】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
14,386人	12,333人	13,547人	14,526人

■地域防犯対策事業

地域住民の防犯意識を醸成し、自主防犯活動を促進するため、各区役所に安全・安心指導員（県警OB）を配置し、生活安全パトロール隊による防犯パトロールへの同行や指導、助言等の支援を行うとともに、青色防犯パトロールを実施しています。

（地域防犯パトロール）

全小学校区（130校区）で、生活安全パトロール隊が結成され、地域防犯パトロールや子どもの見守り活動、青少年の非行防止などの活動に取り組んでいます。（令和元年12月末現在）

実施団体数	隊員数
184団体	10,443人

（青色防犯パトロール活動）

平成17（2005）年8月から、生活安全パトロール隊が、自動車に青色回転灯を装備して自主防犯パトロール活動を実施しています。

また、青色回転灯を装備した市の公用車による市内一円の防犯パトロールや地域の防犯パトロールへの同行も行っています。（令和元年12月末現在）

実施団体数	活動台数
106団体	296台

(2) 安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面） 【86事業】

【主な施策】

- ・安全・安心に配慮した環境の構築
- ・通学路等の安全確保
- ・空き家及び空き地の適正管理
- ・風水害対策の推進
- ・公共施設等の耐震化・長寿命化の推進

・ …重点的に取り組んだ施策

【安全・安心に配慮した環境の構築】

■防犯カメラの普及促進に向けた取組の推進

北九州市安全・安心条例に基づき、犯罪の起こりにくい安全・安心な環境を構築するため、市民等への防犯カメラの普及促進に向けた取組を推進しています。



【防犯カメラ設置補助実績】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
22団体	23団体	14団体	19団体	20団体
62台	79台	34台	64台	54台

（防犯カメラの設置・運用）

市内主要幹線道路沿い及び小倉北区・八幡西区の繁華街に計194台の防犯カメラを設置し、運用を行っています。

■防犯灯のLED化（防犯灯関連事業）

市と地元で分担しながら、防犯灯を設置しており、自治会等に対し、設置費や維持管理費の一部を補助しています。

また、平成23(2011)年度から、環境にやさしいLED照明への転換を図っています。

（平成31年3月末現在）

全防犯灯数	LED化灯数	LED化率
68,000灯	56,000灯	82%

■方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制の充実

(1) 青少年等の非行等からの立ち直り支援 【11事業】

(2) 安全・安心に関する相談及び支援体制 【81事業】

【主な施策】

・非行等からの立ち直り支援の推進

・安全・安心相談窓口の充実

・犯罪被害者等の支援体制の充実

・安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

・  …重点的に取り組んだ施策

【非行等からの立ち直り支援の推進】

■北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業

「非行防止対策」・「非行からの立ち直り支援」・「薬物乱用の防止と啓発」・「地域団体・関係機関との連携強化」の4つの柱をたて、学校における啓発活動や少年補導委員による見守り活動などに取り組んでいます。

(令和元年10月末現在)

少年補導委員による補導回数	全市一斉パトロール参加者数
4,764回	10,807人

(協力雇用主による立ち直りの支援)

協力雇用主が、保護観察所等の関係機関・団体と連携のもと、犯罪歴や非行歴のある人を積極的に雇用し、その更生を支援しています。

(令和元年12月末現在)

協力雇用主登録数
市内257社

【安全・安心相談窓口の充実】

■安全・安心総合相談ダイヤル事業

市民生活の身近な安全・安心に関する相談を受け付ける「安全・安心総合相談ダイヤル」を開設し、市民等の不安感解消を図っています。



【犯罪被害者等の支援体制の充実】

■犯罪被害者等支援事業

国や関係機関・団体との情報交換などにより、連携強化を行うとともに、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」への運営費の一部負担を行うなど、犯罪被害者等の支援体制の強化を図っています。

■方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信

(1) 安全・安心に関する情報の提供

【9事業】

(2) 安全・安心なまち北九州市の情報発信

【6事業】

【主な施策】

- ・安全・安心に関する情報の提供
- ・都市のイメージアップに資する情報の発信
- ・北九州市安全・安心条例の普及・啓発活動の推進

・  …重点的に取り組んだ施策

【都市のイメージアップに資する情報の発信】

■都市イメージの向上

(戦略的な広報活動)

新聞、雑誌、テレビ、インターネット等の各種マスメディアへの情報発信を戦略的に行うとともに、映画・テレビドラマ等のロケ誘致や撮影支援を通じて、本市の知名度と都市イメージの向上を図っています。



【北九州フィルム・コミッションの撮影誘致・支援件数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合 計	33本	35本	44本	96本
映画	5本	4本	11本	6本
テレビドラマ	20本	23本	13本	51本
CM等	8本	8本	20本	39本

(小倉繁華街PR大作戦)

本市の「暴力の街」イメージを払拭し、「安全で楽しい街」をアピール・PRするため、明朗な料金体系で安心して利用できる「ポッキリー小倉」(約220店舗)の紹介や繁華街PR動画を公開するなど、小倉の繁華街のユニークな取組を全国に発信しました。



2 これまでの目標達成状況

(1) 目標の達成状況

目指す姿1：日本トップクラスの安全なまち

目標	目標値	実績値	達成状況
①刑法犯認知件数	8,000件以下 (策定時 11,000件)	6,127件(※)	達成
	政令市ベスト3 (策定時 12位)	20市中11位(※)	未達成
②防犯パトロール活動 への参加者数	20,000人以上 (策定時 10,000人)	39,248人(※)	達成

目指す姿2：誰もが安心を実感できるまち

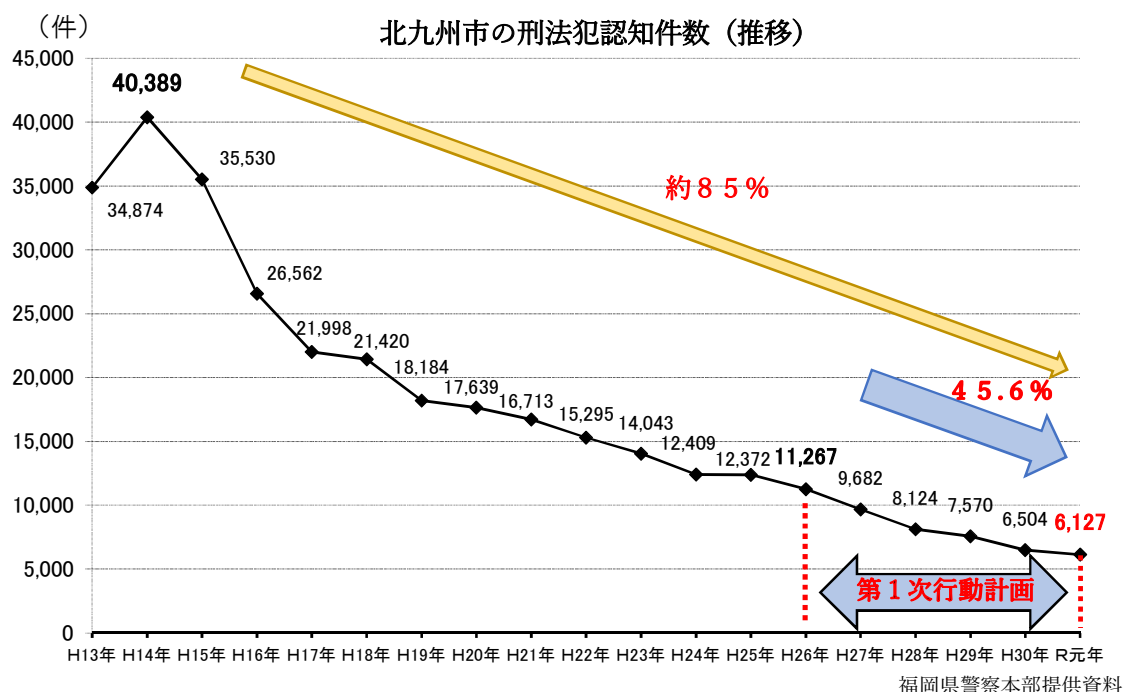
(※)令和元年12月末

目標	目標値	実績値	達成状況
③「安全だ(治安が良い)」 と思っている市民の割合	90%以上 (策定時 76%)	85.2% (平成30年度)	未達成

目標① 刑法犯認知件数

目標値の8,000件を大きく上回る6,127件(策定時に比べ約45.6%減)を達成しましたが、人口減少等の影響も大きく、人口10万人当たりの刑法犯認知件数による政令市比較では、策定時の12位から11位へ順位を上げました。

なお、平成14(2002)年のピーク時(40,389件)からは約85%も減少しており、当時の政令市12市で比較すると、この間の減少率は、1位となっています(順位は、平成14年10位⇒令和元年5位)。



刑法犯認知件数の政令指定都市間比較（人口10万人当たり）

策定時
（平成26年） **12位**

	都市名	認知件数
1	浜松市	666
2	横浜市	704
3	川崎市	731
4	熊本市	744
5	静岡市	779
6	相模原市	807
7	広島市	873
8	新潟市	899
9	仙台市	925
10	札幌市	941
11	さいたま市	1,022
12	北九州市	1,170
13	岡山市	1,178
14	神戸市	1,252
15	千葉市	1,275
16	京都市	1,303
17	名古屋市	1,493
18	福岡市	1,538
19	堺市	1,609
20	大阪市	2,371

令和元年（暫定値） **11位**

	都市名	認知件数
1	横浜市	430
2	川崎市	431
3	浜松市	446
4	熊本市	479
5	相模原市	549
6	札幌市	561
7	静岡市	572
8	広島市	600
9	新潟市	617
10	岡山市	642
11	北九州市	652
12	仙台市	653
13	京都市	710
14	千葉市	742
15	さいたま市	767
16	神戸市	808
17	堺市	809
18	名古屋市	868
19	福岡市	880
20	大阪市	1,507

<参考：刑法犯認知件数のピーク時（平成14年）当時の政令市12市での比較>

平成14

	都市名	認知件数
1	横浜市	2,062
2	札幌市	2,190
3	川崎市	2,349
4	仙台市	2,712
5	京都市	2,743
6	広島市	2,783
7	千葉市	3,349
8	神戸市	3,369
9	名古屋市	3,746
10	北九州市	4,013
11	福岡市	4,208
12	大阪市	4,810

令和元年（暫定値）

	都市名	認知件数
1	横浜市	430
2	川崎市	431
3	札幌市	561
4	広島市	600
5	北九州市	652
6	仙台市	653
7	京都市	710
8	千葉市	742
9	神戸市	808
10	名古屋市	868
11	福岡市	880
12	大阪市	1,507

目標② 防犯パトロール活動への参加者数

これまで防犯活動の中心を担ってきた生活安全パトロール隊活動の参加者数は、横ばいとなっていますが、地元企業をはじめパトランキタキューや学生ボランティアなどの新たな担い手との連携を推進した結果、39,248人と目標を大きく上回る結果となりました。

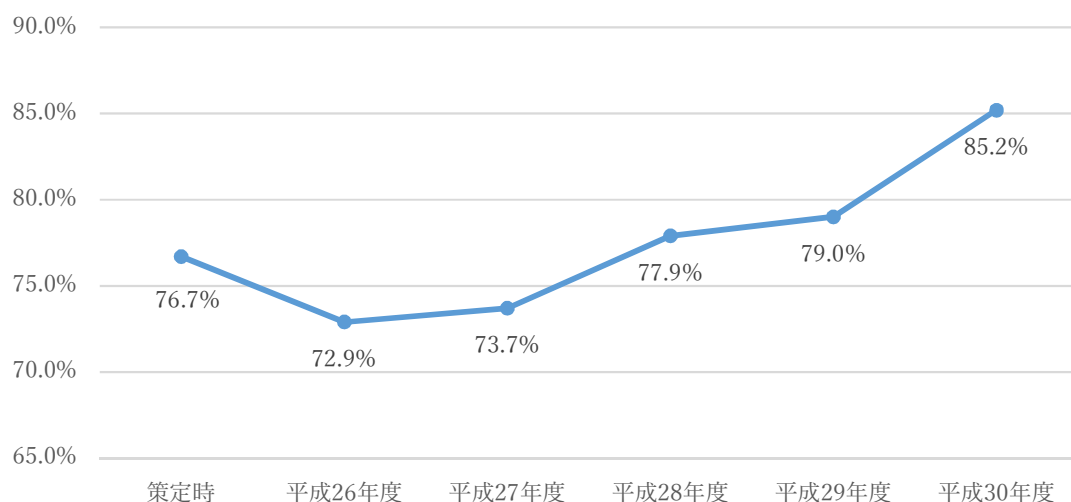
	策定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (12月末時点)
生活安全パトロール隊	10,168	10,042	10,442	10,456	10,523	10,443
企業・事業者	-	3,542	5,616	6,209	16,188	27,563
パトランキタキュー	-	-	-	417	581	659
学生ボランティア	-	586	457	623	583	583
合計	10,168	14,170	16,515	17,705	27,875	39,248

目標③ 「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合

刑法犯認知件数は減少し、防犯パトロール活動参加者は増加しましたが、市民意識調査における「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合は、微増傾向でした。

そこで、平成29(2017)年から過去の事件等によって傷ついたイメージの改善を目指した「小倉繁華街PR大作戦」を実施し、小倉のまちで働くダンサーや女将さんなどが参加した「PRムービー」の配信や明瞭な料金体系(ポッキリ価格)で安心して利用できる店の紹介などのユニークな取組をすすめ、kitaQフェス等のイベントを活用して安全・安心なまち北九州を内外へ発信するなど、都市イメージを高めるとともに、シビックプライドの醸成に努めました。

その結果、平成30(2018)年度の市民意識調査では過去最高の85.2%となるなど、安全を感じる市民の割合が大きく上昇しました。



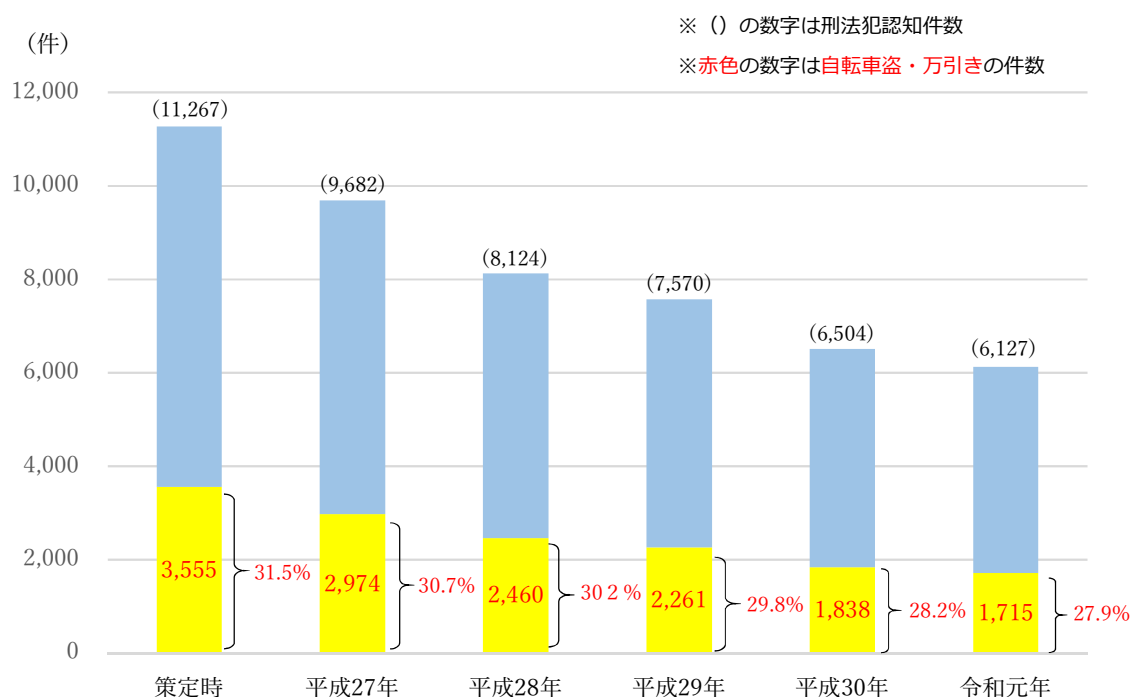
3 課題

これまでの取組の結果、次のような課題が見られました。

【課題】

①刑法犯認知件数

安全・安心を実感できるまちとするためには、市民等の身近な場所で行われる犯罪の抑止に取り組む必要があります。本市の刑法犯認知件数のうち自転車盗・万引きの件数は、約3割で推移しており、減少に向けた取組が必要です。



【課題】

②防犯パトロール活動への参加者数

活動の中心を担う生活安全パトロール隊の参加者は、高齢化や固定化によって、横ばいとなっているため、新たな担い手づくりが必要です。

(生活安全パトロール隊の参加者数)

策定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (12月末時点)
10,168人	10,042人	10,442人	10,456人	10,523人	10,443人

【課題】

③「安全だ(治安が良い)」
と思っている市民の割合

暴力団排除の推進や地域による防犯パトロールなどによって、市民意識調査における市政評価では、「防犯、暴力追放運動の推進」が5年連続第1位となっていますが、市政要望では、近年、10位以内であるなど、治安に対する不安なイメージを改善しきれていないことから、安全・安心なまちをPRするなどイメージアップに向けた取組の継続が必要です。

＜市民意識調査における市政評価(「以前に比べてかなりよくなっている」もの)＞

カッコ内の数字は得点数で、1位3点、2位2点、3位1点として計算

順位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1位	防犯、暴力追放運動の推進(1,168)	防犯、暴力追放運動の推進(871)	防犯、暴力追放運動の推進(741)	防犯、暴力追放運動の推進(702)	防犯、暴力追放運動の推進(915)
2位	ごみの適正処理とリサイクル(868)	ごみの適正処理とリサイクル(728)	ごみの適正処理とリサイクル(562)	ごみの適正処理とリサイクル(531)	ごみの適正処理とリサイクル(627)
3位	緑のまちづくりの推進(559)	健康づくりの推進(547)	緑のまちづくりの推進(534)	子育て支援の推進(520)	子育て支援の推進(589)

＜市民意識調査における市政要望(「今後、もっと力を入れてほしい」もの)＞

カッコ内の数字は得点数で、1位3点、2位2点、3位1点として計算

順位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1位	高齢社会対策の推進(1,139)	高齢社会対策の推進(975)	高齢社会対策の推進(1,006)	高齢社会対策の推進(826)	高齢社会対策の推進(1,053)
2位	子育て支援の推進(786)	子育て支援の推進(768)	子育て支援の推進(614)	子育て支援の推進(519)	子育て支援の推進(573)
3位	産業の振興(523)	防犯、暴力追放運動の推進(581)	医療・衛生管理体制の充実(424)	医療・衛生管理体制の充実(320)	産業の振興(469)
4位	防犯、暴力追放運動の推進(522)	医療・衛生管理体制の充実(437)	産業の振興(416)	産業の振興(320) ※同率3位	学校教育の充実(361)
5位	医療・衛生管理体制の充実(422)	産業の振興(434)	防犯、暴力追放運動の推進(348)	防犯、暴力追放運動の推進(317)	医療・衛生管理体制の充実(357)
6位	学校教育の充実(382)	学校教育の充実(416)	学校教育の充実(334)	学校教育の充実(315)	身近な生活道路の整備(263)
7位	青少年の健全育成の推進(335)	青少年の健全育成の推進(259)	身近な生活道路の整備(260)	身近な生活道路の整備(232)	地球温暖化対策などの推進(250)
8位	地球温暖化対策などの推進(228)	駐車対策(241)	青少年の健全育成の推進(228)	防災体制の充実(224)	大気・騒音・水質などの環境保全(232) ※H30 年度18 位
9位	駐車対策(223)	身近な生活道路の整備(228)	市役所の窓口サービスの向上(197)	青少年の健全育成の推進(209)	防犯、暴力追放運動の推進(230)

第3章 計画の目標及び方向性

この計画では、第1次行動計画の取組結果や目標の達成状況及び課題を踏まえ、目指す姿と具体的な目標項目は引き継ぐこととし、既に達成している目標値について、新たな目標値を設定して取り組みます。

1 目指す姿

「日本トップクラスの安全なまち」 及び
「誰もが安心を実感できるまち」 を目指す。

2 具体的な目標

(1) 目指す姿：日本トップクラスの安全なまち

目標	目標値
① 刑法犯認知件数	4,500件以下 (6,127件)
	政令市ベスト3 (政令市11位)
② 防犯パトロール活動 への参加者数	60,000人以上 (39,248人)

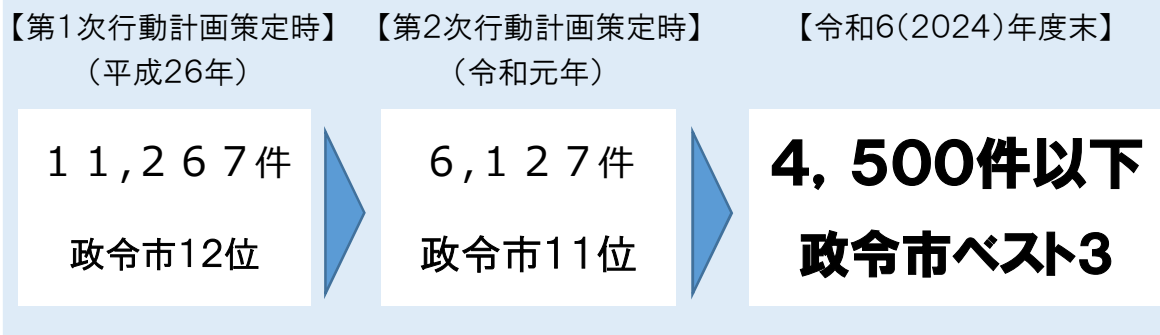
※()内の数字は令和元年12月末

(2) 目指す姿：誰もが安心を実感できるまち

目標	目標値
③「安全だ(治安が良い)」 と思っている市民の割合	90%以上 (平成30年度 85.2%)

< 日本トップクラスの安全なまち >

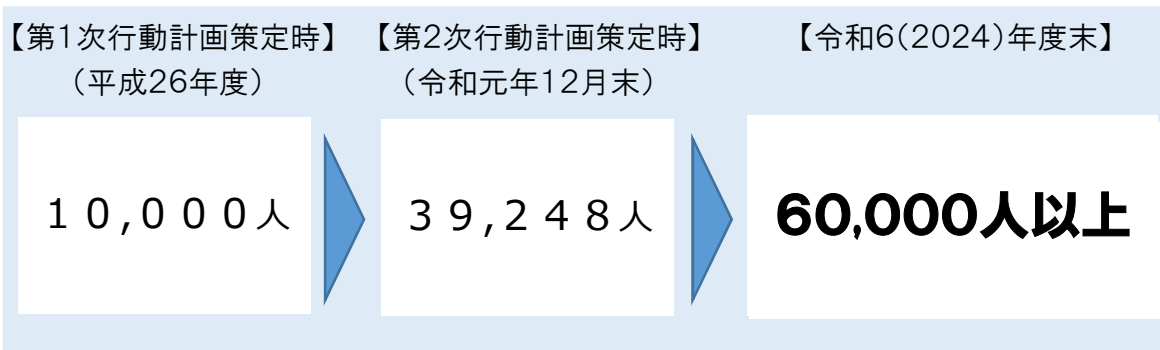
目標① 刑法犯認知件数



本市の刑法犯認知件数は、令和元(2019)年は6,127件で、目標値の8,000件を大きく上回り、第1次行動計画策定時(11,267件)から約45.6%減少しました。

この計画では、安全・安心に配慮した環境整備の推進と併せて、特に件数の多い罪種(自転車盗・万引き(令和元年の本市の刑法犯認知件数の約3割))の対策や生活安全パトロール隊と連携して、危険な場所を重点的に巡回するホットスポット・パトロールを行うことにより、刑法犯認知件数を4,500件以下、政令市ベスト3を目指します。

目標② 防犯パトロール活動への参加者数

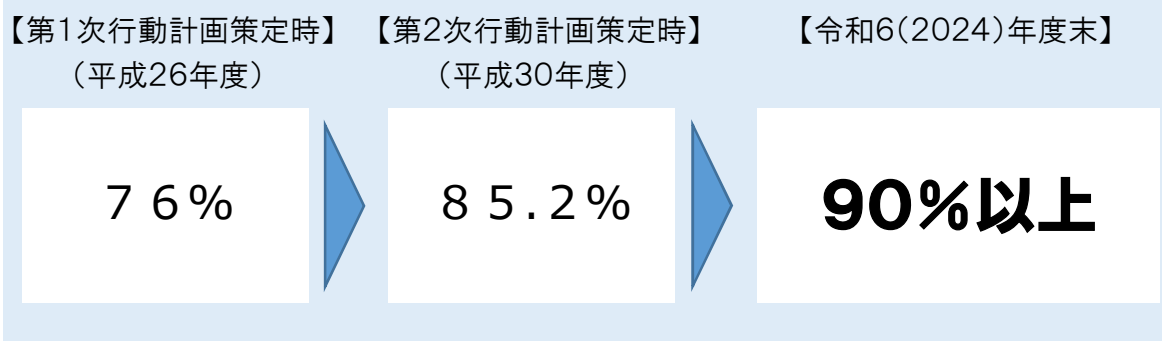


地域の安全・安心の確保は、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、「地域を見守る目」を増やすことが重要です。

この計画では、既存の生活安全パトロール隊・パトロールランニング・学生ボランティアといった防犯活動団体間との連携強化に努めるとともに、買い物やウォーキング、営業活動をしながら地域を見守る「ながら見守り」活動や自宅や事業所の窓から登下校中の子どもなどを見守る「窓から見守り」活動を推奨することによって、防犯パトロール活動への参加者数60,000人以上を目指します。

< 誰もが安心を実感できるまち >

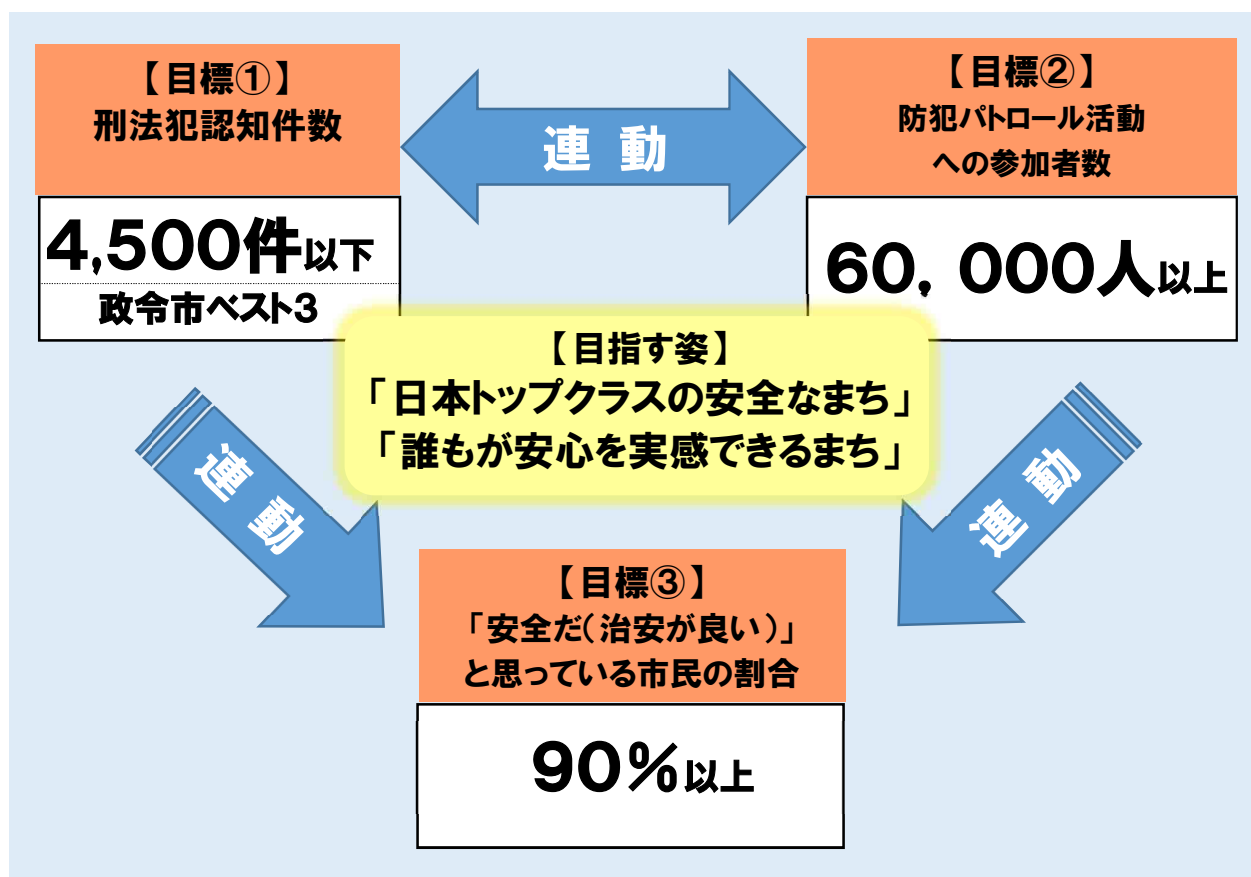
目標③ 「安全だ（治安が良い）」と思っている市民の割合



本市は、暴力団情勢が劇的に改善され、「安全なまち」になりましたが、過去の様々な事件等によって傷ついたイメージを改善するまでには至っていません。

この計画では、引き続き、あらゆる機会を捉えて安全・安心に関する取組を情報発信し、イメージの回復に努めることで、「安全だ（治安が良い）」と思う市民の割合90%以上を目指します。

< 3つの目標の関係性イメージ図 >



3 施策の方向性

この計画の目標を実現するため、北九州市安全・安心条例の基本理念に基づき、4つの方向性に沿って、施策を推進していきます。また、特に配慮すべき対象者については、それぞれ特性に合わせた施策を推進していきます。

■方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

安全・安心なまちづくりを推進していくためには、市民一人ひとりが、当事者意識を持って防犯活動をはじめとした、安全・安心に資する取組を自発的に行っていくことが不可欠です。

市民等は、安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動することが求められています。このため、市民等自らが「自分たちのまちは自分たちが守る」という意識の醸成を図るなど、安全・安心なまちづくりのための取組が円滑に推進されるよう、市は広報啓発や情報提供をはじめ、必要な支援を行います。

(1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

【主な施策】

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成
- 交通安全の推進
- 暴力団の排除の推進
- 迷惑行為の防止の推進
- 消費生活等に関する安全・安心の推進
- 自転車盗・万引き行為防止対策の推進(※)

- …重点的に取り組む施策
- …継続して取り組む施策

<新たな施策>

※自転車盗・万引き行為防止対策の推進（主な事業はP26参照）

自転車盗や万引き行為は、罪の意識が薄く、犯行が見逃された場合、より悪質な犯罪へとつながる契機とも言われています。

本市の全刑法犯認知件数に占める割合では、近年、約3割であり、他の罪種に比べて多くなっています。

そこで、この計画では、これらの犯罪に対する取組を警察や関係団体等と連携して進めていきます。

■方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

安全・安心な環境を構築するには、市民が互いに支え合い思いやる良好な地域社会の形成(ソフト面)と、安全・安心に配慮した環境整備(ハード面)の双方を充実させることが効果的です。

地域に住む誰もが自分の住む地域のことを考え、絆や助け合いを大事にする良好な地域社会を形成するため、市は、安全・安心に関する活動の参加者拡大を支援するなどして、地域における安全・安心に関する活動を促進していきます。

また、安全・安心に配慮した公共施設の整備や管理を行い、防犯カメラの普及促進に向けた取組を行うなど、犯罪の起こりにくい安全・安心な環境の構築を図ります。

(1) 地域における安全・安心に関する活動の推進(ソフト面)

- 地域活動の推進
- 地域の防災力の強化
- 子どもの見守り活動の推進
- 青少年の非行等を生まない環境の構築
- 性暴力を根絶するための取組の推進(※)

- …重点的に取り組む施策
- …継続して取り組む施策

<新たな施策>

※性暴力を根絶するための取組の推進(主な事業はP28、補足P43、44参照)

福岡県では、平成31年3月に性犯罪をはじめとする性暴力の根絶、性暴力の被害者支援等を目的とした条例が制定されるなど、性暴力根絶の取組が進められています。

本市においても、女性や子どもを性暴力被害から守るため、性暴力を生まないための教育・広報啓発、被害に遭った際の相談体制の充実など、性暴力が発生しにくい生活環境の整備等、性暴力根絶に向けた取組を推進します。

(2) 安全・安心に配慮した環境の整備(ハード面)

- 安全・安心に配慮した環境の構築
- 通学路等の安全確保
- 空き家及び空き地の適正管理
- 風水害対策の推進
- 公共施設等の耐震化・長寿命化の推進

■方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

市民等が、安全・安心を実感するには、犯罪などの安全・安心を脅かす事態の発生を防ぐとともに、そうした事態が発生した場合に備え、相談窓口や被害者等への支援体制の充実が重要です。

このため、相談者が分かりやすく、利用しやすい窓口の十分な周知を図っていきます。

一方、全国の検挙者に占める再犯者の割合は、平成30(2018)年に48.8%となっており、安全・安心な社会の実現には、再犯防止対策が必要不可欠となっていることから、犯罪をした者の立ち直り支援にも取り組んでいきます。

また、市は、関係機関と連携し、青少年等の非行等に関する相談及び立ち直りのための修学支援・就労支援の充実を図ります。

(1) 青少年等の非行等からの立ち直り支援

○非行等からの立ち直り支援の推進

●犯罪をした者の立ち直り支援(※)

●…重点的に取り組む施策

○…継続して取り組む施策

＜新たな施策＞

※犯罪をした者の立ち直り支援（主な事業はP32、33、補足P45～48参照）

刑法犯認知件数が減少していく中、刑務所などの矯正施設の出所者が、住まいや仕事を確保できないなど、様々な理由から社会復帰ができず、再び犯罪をする割合は、年々上昇しています。矯正施設からの出所者が、円滑に社会の一員として復帰することができるようになることは、犯罪の抑止や市民が犯罪に巻き込まれることを防止することにもつながります。

(2) 安全・安心に関する相談及び支援体制

●安全・安心相談窓口の充実

○犯罪被害者等の支援体制の充実

●安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

■方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信

インターネットを利用したソーシャルメディアの普及が進み、誰もが手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる環境にあって、本市のこれまでの安全・安心に関する情報や取組とともに、本市独自の魅力を発信することが重要です。

このため、市民等への安全・安心に関する情報提供をはじめ、安全・安心なまちづくりに関する取組等について、積極的に情報発信を行っていきます。

また、過去の凶悪事件等によって傷ついたイメージの改善に向け、数値やビジュアルを活用して安全・安心なまち北九州を内外に向けて積極的に発信していきます。

(1) 安全・安心に関する情報の提供

○安全・安心に関する情報の提供

●…重点的に取り組む施策
○…継続して取り組む施策

(2) 安全・安心なまち北九州市の情報発信

●都市のイメージアップに資する情報の発信

○北九州市安全・安心条例の普及・啓発活動の推進

■特に配慮すべき対象への安全対策

子ども、女性、高齢者及び障害者は「犯罪における弱者」と言われ、それぞれを対象とした犯罪等の特性に配慮した取組が必要です。

(1) 子どもの安全対策

インターネットを悪用した子どもを狙った犯罪、親による虐待、子どもが犠牲となる交通事故の発生など、子どもを取り巻く環境は依然厳しいものとなっています。子どもは犯罪から身を守るために必要な知識や経験に乏しい上に、体力的・精神的にも未成熟であることから、本市の将来を担う子どもたちが、安全・安心で健やかに育っていくため、総合的な取組が重要です。

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 子どもの見守り活動の推進
- 青少年の非行等を生まない環境の構築
- 通学路等の安全確保
- 非行等からの立ち直り支援の推進
- 安全・安心相談窓口の充実

- …重点的に取り組む施策
- …継続して取り組む施策

(2) 女性の安全対策

ストーカー事件や性犯罪をはじめ、夫婦間や恋人間のDVなど、女性が被害者となる事案は、ひとたび被害に遭った場合の心身に与える影響は深刻なことも多いため、女性が事件事故に巻き込まれることなく、安全で安心して暮らせるよう、被害防止に向けた取組の強化及び被害を受けた方等への支援体制・相談体制の整備が重要です。

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 安全・安心相談窓口の充実
- 犯罪被害者等の支援体制の充実

(3) 高齢者の安全対策

高齢者が、交通事故や消費者トラブルの被害者となるケースが後を絶ちません。高齢者率の高い本市では、高齢者の事件・事故の防止に向けて、特に配慮した取組が必要です。

また、近年、高齢運転者による交通事故が相次ぎ、その対策が急務となっています。運転免許証の自主返納の推進など、更なる取組の強化が重要です。

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 交通安全の推進

- 消費生活等に関する安全・安心の推進
- 地域の防災力の強化
- 安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

(4) 障害者の安全対策

障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、引き続き防災対策やバリアフリー化の推進など、障害者に配慮した施策の推進が重要です。

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 地域の防災力の強化
- 安全・安心に配慮した環境の構築
- 安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

4 計画の体系図

この計画の体系図は、次のとおりです。

計画の体系図

【凡例】●…重点的に取り組む施策・事業
○…継続して取り組む施策・事業

令和6年度までの目標		目指す姿	目標値	
		(1) 日本トップクラスの安全なまち (2) 誰もが安心を実感できるまち	① 刑法犯認知件数を 4、500件以下・政令市ベスト3 にする。 ② 防犯パトロール活動への参加者（市民、事業者、大学生などの参加）を 60,000人以上 にする。 ③ 「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合を 90%以上 にする。	
条例の目的	方向性・取り組みの方針	主 な 施 策		主 な 事 業
「安全・安心なまちづくり」を次の世代に継承する。 「安全・安心を実感することが出来るまち」を実現し、	I 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進 (1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等	●安全・安心に関する意識の高揚 ●安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成 ●交通安全の推進 ○暴力団の排除の推進 ○迷惑行為の防止の推進 ○消費生活等に関する安全・安心の推進 ●自転車盗・万引き行為防止対策の推進		●安全・安心条例行動計画推進事業●子どもと女性の「防犯力アップ」事業●安全・安心まちづくり市民大会 ●事業者の新たな防犯活動の推進 ●学生安全・安心ボランティア活動の推進 ●交通安全推進事業 ●高齢運転者の交通安全対策 ○自転車交通安全の啓発推進 ○暴力追放の推進 ○暴力団事務所撤去運動支援事業 ○モラル・マナーアップ関連条例推進事業 ○消費者啓発の推進 ●自転車盗・万引き行為防止のための啓発活動 など
	II 安全・安心な環境の構築 (1) 地域における安全・安心に関する活動の推進（ソフト面） (2) 安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面）	●地域活動の推進 ○地域の防災力の強化 ○子どもの見守り活動の推進 ○青少年の非行等を生まない環境の構築 ●性暴力を根絶するための取組の推進 ●安全・安心に配慮した環境の構築 ●通学路等の安全確保 ●空き家及び空き地の適正管理 ○風水害対策の推進 ○公共施設等の耐震化・長寿命化の推進		●地域防犯対策事業 ○生活安全パトロール隊支援事業 ○みんな de Bousai まちづくり推進事業 ○スクールヘルパーの配置 ○北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業 など ●性暴力被害者に対する総合相談窓口の設置 ●性暴力根絶等に関する教育活動 ●防犯カメラの普及促進に向けた取組の推進 ○道路照明のLED化 ●通学路防犯灯事業 ●通学路の安全対策の推進 ●老朽空き家等対策の推進 ●空き家等活用推進事業 ○アンダーパスの事故防止対策 ○浸水対策事業の推進 ○上下水道の地震等対策推進事業 など
	III 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実 (1) 青少年等の非行等からの立ち直り支援 (2) 安全・安心に関する相談及び支援体制	○非行等からの立ち直り支援の推進 ●犯罪をした者の立ち直り支援 ●安全・安心相談窓口の充実 ○犯罪被害者等の支援体制の充実 ●安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実		○協力雇用主と連携した就労支援 ○非行防止活動の推進 ○不登校対策の充実 ●触法障害者の立ち直り支援を通じた再犯防止推進事業 ○セーフティネット住宅の登録の促進 など ●安全・安心総合相談ダイヤル事業 ○犯罪被害者等支援事業 ●防災拠点の整備 ○緊急通報システム、あんしん通報システム など
	IV 安全・安心な都市イメージの発信 (1) 安全・安心に関する情報の提供 (2) 安全・安心なまち北九州市の情報発信	○安全・安心に関する情報の提供 ●都市のイメージアップに資する情報の発信 ○北九州市安全・安心条例の普及・啓発活動の推進		○災害に関する情報の提供 ○犯罪発生状況の情報提供 など ●都市イメージの向上 ○情報発信・取材協力事業 ○北九州市安全・安心条例普及・啓発事業 など
特に配慮する対象		子どもの安全対策	女性の安全対策	高齢者の安全対策
		障害者の安全対策		